

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム  
省令改正に伴う、申請書の作成・提出に関する注意事項等について

令和元年11月1日に公布された「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正共同省令」という。）の施行（令和元年12月14日）に伴い、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（以下「システム」という。）の改修を行います。

令和元年12月14日を境に提出書類が変わりますので、以下をご確認の上、必要な対応を行っていただきますよう、宜しくお願いいたします。

※入力方法や添付書類につきましては、[各登録窓口](#)までご確認ください。

### ①新たにサービス付き高齢者向け住宅の登録をする住宅の登録手続きについて

#### 令和元年12月13日以前に登録窓口に申請書を提出される場合

現行の申請書（以下「平成27年様式（現行の「新様式）」という。）を使用して、則した添付書類と共にご提出ください。

#### 令和元年12月14日以降に登録窓口に申請書を提出される場合

今般改正される共同省令別記第一号様式（以下「令和元年様式」という。）を使用して、則した添付書類と共にご提出ください。

※「平成27年様式（現行の「新様式）」を使用することはできません。

※令和元年様式の書類提出となりますが、令和元年12月13日以前はシステム上で作成できません。

令和元年12月14日以降に令和元年様式に切り替えることができるようになりますので、切り替え後、再度入力済みの項目の内容確認をして、提出書類を作成してください。

なお、令和元年12月13日以前に申請書を作成する場合には、登録申請書を[お知らせ](#)からダウンロードしてご入力ください。その場合、登録申請とは別に、令和元年12月14日以降にシステム上で同内容の申請書を作成する必要がありますので、ご注意ください。（タイミングは、[各登録窓口](#)のご担当者にご相談ください。）

※システム上で令和元年様式を使用して作成した場合は、申請書PDFの右上に[令和元年様式](#)と表示されます。

### ②5年更新をする住宅の登録手続きについて

#### 令和元年12月13日以前に登録窓口に申請書を提出される場合

※①と同様となります。

#### 令和元年12月14日以降に登録窓口に申請書を提出される場合

※①と同様となります。

### ③令和元年12月14日以降の共同省令別記第二号様式（変更届出書）の作成について

※12/6に内容が変更となりました。

※各登録窓口にご相談の上、ご対応ください。

令和元年12月13日以前に申請書を提出された方

◆役員等の変更により令和元年12月14日以降に登録拒否要件に該当しない旨の誓約をしないおす場合  
令和元年12月13日までに登録を申請し、役員等の変更により令和元年12月14日以降に登録拒否要件に該当しない旨の誓約をしないおす場合は、登録拒否要件に該当しない旨を令和元年度様式中のチェックボックスにチェックすることによって誓約することができるようになります。その際は、変更届出書（別記様式第2号）にはシステムから印字されませんので、手書き等で下記の事項を追記するなど、各登録窓口にご相談の上ご対応ください。

【別記様式第2号 該当欄の記載例】

| 変更にかかる事項               | 変更前               | 変更後                | 変更年月日 |
|------------------------|-------------------|--------------------|-------|
| 2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者 | 【誓約事項】（誓約書において誓約） | 【誓約事項】別紙のとおり誓約します。 |       |

※令和元年様式の「2.サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者」の【誓約事項】の欄にチェックをつけたものを別紙として提出してください。用紙は、システムの「制度について」からダウンロードできるようになります。

◆令和元年12月14日以降に入居契約・前払い金の基準に適合する旨の誓約をしないおす場合

令和元年12月13日までに登録を申請し、令和元年12月14日以降に入居契約・前払い金の基準に適合する旨の誓約をしないおす場合は、令和元年様式中のチェックボックスにチェックすることによって誓約することになります。その際は、変更届出書（別記様式第2号）にはシステムから印字されませんので、手書き等で下記の事項を追記するなど、各登録窓口にご相談の上ご対応ください。

【別記様式第2号 該当欄の記載例】

| 変更にかかる事項  | 変更前               | 変更後                | 変更年月日 |
|---|-------------------|--------------------|-------|
| 6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭 | 【誓約事項】（誓約書において誓約） | 【誓約事項】別紙のとおり誓約します。 |       |

※令和元年様式の「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」の【誓約事項】の欄にチェックをつけたものを別紙として提出してください。用紙は、システムの「制度について」からダウンロードできるようになります。

令和元年12月14日以降に申請書を提出された方

「令和元年様式」に基づいた変更届出書を使用して、則した添付書類と共にご提出ください。

※システム上、自動的に「令和元年様式」に基づいた変更届出書の作成ができます。（変更届出書は、登録窓口において登録情報の承認・公開作業がされた後から作成できるようになります。）

# 高齢者住まい法共同省令改正に係る登録申請手続き等について（事業者向け）

高齢者住まい法  
共同省令改正

令和元年12月13日 以前      令和元年12月14日 以降

平成27年様式  
(現行の「新様式」)

令和元年様式

施行  
(12月14日)  
システム改修  
(半日程度)

## 手続きの種類

A

提出書類：平成27年様式  
作成方法：登録システム



B

提出書類：令和元年様式  
作成方法：ダウンロード

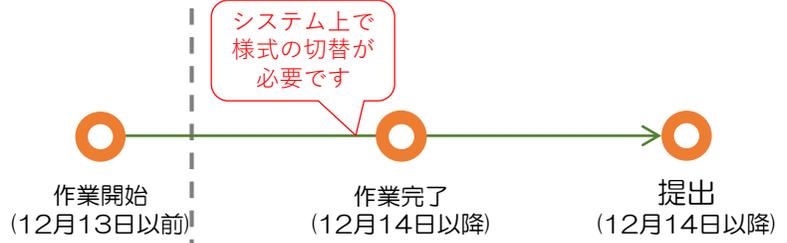


⚠️ 登録申請とは別に、12月14日以降にシステム上で同内容の申請書を作成する必要があります。  
(タイミングは、[各登録窓口](#)のご担当者にご相談ください。)

- ・12月13日以前はシステム上で作成できません。
- ・[お知らせ](#)に掲載している登録申請書をダウンロードして作成し、提出してください。

C

提出書類：令和元年様式  
作成方法：登録システム



- ・作業完了前（12月14日以降）にシステム上で様式の切り替えが必要です。

D

提出書類：令和元年様式  
作成方法：登録システム

